



平成 29 年 8 月 9 日

各 位

会社名 太平電業株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 野尻 穰
(コード番号 1968 東証第一部)
問合せ先 取締役上席執行役員 総務管理本部長
日下 慎也
(TEL 03-5213-7211)

第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 8 月 9 日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処分期日	平成 29 年 8 月 30 日
(2) 処分株式の種類および数	普通株式 121,000 株
(3) 処分価額	1 株につき 1,503 円
(4) 処分総額	181,863,000 円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬 B I P 信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、取締役（社外取締役および国外居住者を除く。以下同じ。）を対象に、取締役の報酬と、当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、平成 29 年 5 月 12 日開催の取締役会で役員報酬 B I P 信託導入の決議および平成 29 年 6 月 29 日開催の株主総会で役員報酬 B I P 信託導入に関する議案の承認を受けております。

本自己株式処分は、役員報酬 B I P 信託の導入に伴い、当社が三菱 U F J 信託銀行株式会社との間で締結する役員報酬 B I P 信託契約（以下「本信託契約」という。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬 B I P 信託口）に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に取締役に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し 0.30%（小数点第 3 位を四捨五入、平成 29 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 37,658 個に対する割合 0.32%）となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式交付規程に従い取締役に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、「役員報酬BIP信託」の概要については、平成29年5月12日付で公表いたしました「取締役向け業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

【本信託契約の内容】

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	取締役に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	取締役を退任した者のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	専門実務家であって当社と利害関係のない第三者
信託契約日	平成29年8月28日
信託の期間	平成29年8月28日～平成32年8月31日（予定）
制度開始日	平成29年8月28日
議決権行使	行使しないものとします。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前1カ月（平成29年7月10日から平成29年8月8日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社株式の終値の平均値である1,503円（円未満切捨て）としております。取締役会決議日の直前1カ月間の当社株式の終値の平均値を採用することにいたしましたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、株価変動の影響などを排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

また、当該価額は東京証券取引所における当該取締役会決議日の前営業日（平成29年8月8日）の当社株式の終値である1,511円に99.47%（ディスカウント率0.53%）を乗じた額であり、当該取締役会決議日の直前3カ月間（平成29年5月9日から平成29年8月8日）の終値の平均値である1,347円（円未満切捨て）に111.58%（プレミアム率11.58%）を乗じた額であり、当該取締役会決議日の直前6カ月間（平成29年2月9日から平成29年8月8日）の終値の平均値である1,225円（円未満切捨て）に122.69%（プレミアム率22.69%）を乗じた額であることから、特に有利な処分価額には該当しないものと判断いたしました。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査役全員（4名、うち2名は社外監査役）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上